

《 熊本銀行アレコレSUGOCAカード会員特約 》

第1条 (本特約の目的)

本特約は、株式会社FFGカード(以下「当社」といいます。)、株式会社熊本銀行(以下「熊本銀行」といいます。)及び九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」といいます。)が発行する「熊本銀行アレコレSUGOCAカード」(以下「本件カード」といいます。)の発行条件、機能及び使用方法について定めるものです。

第2条 (本件カードの発行)

- 1.本件カードとは、熊本銀行アレコレカード会員規定及びFFGカード会員規約(以下合わせて「会員規定」といいます。)に定めるアレコレカードとしての機能(以下「アレコレカード機能」といいます。))とJR九州が「SUGOCAに関する特約」及び「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」に定めるJR九州所定の乗車券(以下「ICカード乗車券」といいます。))で提供する機能(以下「SUGOCA機能」といいます。))の全てを1枚のカードで利用できるものをいいます。
- 2.本件カードは、会員規定、SUGOCAに関する特約、SUGOCAポイント取扱規則、SUGOCAオートチャージサービス取扱規則等に関する特約(以下総称して「各規約」といいます。))を承認のうえ、当社、熊本銀行及びJR九州(以下総称して「三社」といいます。))に発行を申し込み、三社が利用を認められた者(以下「会員」といいます。))に対し、発行されるものとします。
- 3.本件カードの申し込みができるのは、個人の方のみとします。また、申し込みは、当社から届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことを了解いただける方に限らせていただきます。
- 4.本件カードの申し込みにあたり、入会申込書及び提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条 (本件カードの貸与、回収)

- 1.本件カードの所有権は、三社に帰属し、会員に貸与するものとします。
- 2.会員は善良なる管理者の注意をもって本件カードを管理するものとします。また、会員は、本件カードを会員本人のみにおいて利用するものとし、本件カードを第三者に貸与、質入れ、譲渡等により第三者に使用されることもその占有を第三者に移転することもできません。
- 3.三社またはそのいずれかから本件カードの返却の請求があった場合は、会員は請求に従って、本件カードを返却するものとします。

第4条 (本件カードの作成及び交付)

- 1.三社は本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても、当社が指定する委託先から届出の住所宛へ送付することができるものとします。
- 2.本件カードが万が一不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当社で所定の期間のみ保管します。所定の期間を経過した場合、当社は当該カードを破棄するものとします。なお、本件カードの再発行にあたっては本特約第8条により当社に届け出るものとします。

第5条 (クレジットカード機能)

- 1.会員は会員規定に定める加盟店に加え、JR九州の指定する窓口、乗車券販売機等に本件カードを提示し、JR九州所定の手続きを経ることによって、ショッピングが利用できます。
- 2.会員は本件カードをインプリンター加盟店(カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)で利用することはできません。

第6条 (本件カードの盗難・紛失等)

- 1.会員が本件カードを紛失、盗難された場合、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに当社に連絡を行うものとし、当社からその事実をJR九州に通知します。
- 2.前項の連絡の後、会員は遅滞なく当社所定の方法により当社に届出を行うとともに所轄警察署へ届出を行うものとします。
- 3.本条1項の連絡及び申し出を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続きにしたがって、当社及び熊本銀行はアレコレカード機能を停止し、JR九州はSUGOCA機能の利用を停止します。三社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードの利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、三社は責任を負いません。
- 4.盗難・紛失により被る損害については、アレコレカード機能に関しては「会員規定」が、SUGOCA機能に関しては「SUGOCAに関する特約」及び「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」がそれぞれ適用されるものとします。

第7条 (届出事項の変更)

- 1.氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合には、会員速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。
- 2.氏名に変更があった場合には、会員は本特約第8条に定める届出方法によりカードの再発行を届け出るものとします。

第8条 (本件カードの再発行)

- 1.本件カードの紛失・盗難・破損・汚損及び氏名変更等を理由に会員が当社に所定の方法にて届出をすることにより、三社に対し本件カードの再発行の申し出を行い、三社が再発行を承認した場合には、本件カードを再発行するものとします。
- 2.本件カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、アレコレカード機能及びSUGOCA機能の利用はできない場合があります。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても三社は責任を負いません。

第9条 (本件カードの有効期限)

- 1.本件カードには、アレコレカード機能及びSUGOCA機能に共通の有効期限があります。
- 2.本件カードの有効期限が到来し、三社が引き続き利用を承認する場合、有効期限を更新した新しい本件カード(以下「更新カード」といいます。))を当社届出住所宛に送付します。
- 3.前項の場合において、当社がアレコレカード機能の有効期限の更新を了承しないときは、アレコレカード機能とともにSUGOCA機能も有効期限をもって終了するものとします。
- 4.会員が本特約第7条1項の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、三社は責任を負わないものとします。

第10条 (本件カードの利用停止等)

- 1.三社は、会員が本特約、「会員規定」「SUGOCAに関する特約」もしくは「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」に違反したとき、または違反する恐れがあると判断したときは、アレコレカード機能及びSUGOCA機能の一部もしくは全部の利用停止または利用資格の取消をする(以下「利用停止等」といいます。))ことができます。また、この場合、当社はETCサービスに係る契約についても、特に会員に事前に通知することなく解約できるものとします。
- 2.利用停止等の場合には、三社は会員に事前に通知、催告等をすることなく、本件カードが利用可能な現金自動支払機または現金自動預入支払機や会員規定に定める加盟店等を通じて、本件カードの回収をすることができるものとします。
- 3.利用停止等に伴って会員に生じる不利益、損害等については、三社は責任を負わないものとします。

第11条 (本件カードの解約)

会員は、本件カードをいつでも解約することができます。解約にあたっては、当社に所定の方法にて届出をするとともに、SUGOCA残高が0円になるまで本件カードをご利用いただき、切断のうえ破棄するものとします。

第12条 (機能の分離)

会員は本件カードについて、アレコレカード機能ならびにSUGOCA機能のうち単独の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。

第13条 (特約の適用)

本特約において特に定めがない場合は、「会員規定」、「SUGOCAに関する特約」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」その他当社、熊本銀行またはJR九州の定める各規約を適用するものとします。

第14条 (特約の改訂)

- 1.本特約を変更する場合は、その変更事項を事前に公表または通知します。
- 2.変更内容は、公表の際に定める相当期間を経過した日から適用され、適用日以降に会員が本件カードを利用した場合は、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

《 熊本銀行アレコレSUGOCAカード 》

個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

第1条(同意)

九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」という。)と株式会社熊本銀行及び株式会社FFGカード(以下「当社」という。)が提携して発行する熊本銀行アレコレSUGOCAカード(以下「本カード」という。)の会員(申込者を含む。以下同じ)は、JR九州が独自に下記の個人情報を下記のために、必要な保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

【収集・利用する個人情報】

- (1)本カード入会申込書に記載した、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス
- (2)上記以外で、会員がJR九州に届出た事項(3)JR九州及びJR九州グループにおける本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

【利用目的】

- (1)JR九州の事業における市場調査、商品開発
- (2)JR九州の事業における宣伝物・印刷物の送付等及び営業案内
- (3)本カードの機能・付帯サービスの提供

第2条(個人情報の提供・利用)

会員は、当社が以下の個人情報を、保護措置を講じた上でJR九州に提供し、JR九州が前条に定める利用目的で利用することに同意します。

【提供する個人情報】

- (1)入会申込日、契約日
- (2)本カード申込みに対する本カード発行の可否(ただし、その理由を除く)
- (3)本カード終了の事実(ただし、その理由を除く)
- (4)前条に基づき、JR九州が独自に収集・利用する個人情報(会員が本カード入会申込書に記載した氏名、生年月日、性別、住所、電話番号)について、会員が当社へ変更の届け出を行った場合における当該変更情報

第3条(共同利用)

会員は、JR九州が前条及び前々条に定める個人情報を、保護措置を講じた上で以下の企業(以下「共同利用会社」という。)と、以下の目的で共同利用することに同意します。なお、個人情報の管理については、JR九州が責任を負います。

【共同利用会社】

以下のホームページ(<http://www.jrkyushu.co.jp/profile/works/group.jsp>)に掲載するJR九州グループ会社

【目的】

- (1)共同利用会社の事業における市場調査、商品開発
- (2)共同利用会社の事業における宣伝物・印刷物の送付等及び営業案内
- (3)本カードの機能・付帯サービスの提供

第4条(個人情報の第三者提供)

会員は、JR九州の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1条及び第2条に定める個人情報を、保護措置を講じた上で当該業務委託先に預託することに同意します。なお、個人情報の管理については、JR九州が責任を負います。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除・利用中止)

- 1.会員は、JR九州に対し、JR九州の定める手続きに則り、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合は、JR九州は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- 3.第1条、第2条、第3条並びに第4条で同意を得た範囲内で個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、これを中止する措置をとります。

第6条(お問合せ窓口)

提携先名:九州旅客鉄道株式会社

所在地:福岡市博多区博多駅前3丁目25-21

電話番号:092-474-2355

ホームページ(URL): <http://www.jrkyushu.co.jp/>

会員規約をよくお読みいただいたうえで、ご利用ください。

熊本銀行
アレコレ
arecore
VISAカード等

ご利用規約

アレコレカード規定
FFGカード会員規約
熊本銀行VISAカード会員特約(家族会員)
マイ・ベイすりボ会員特約
iD会員特約(携帯型:個人用)
個人情報の取扱いに関する同意条項

(平成28年8月改定)

アレコレカード規定

第1条(アレコレカード)

1. 本カードは、株式会社熊本銀行(以下「当行」という)と株式会社FFGカード(以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カード名称は「アレコレカード」(以下「本カード」という)と称します。
2. 本カードは、当行の普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能(熊本銀行カード規定、デビットカード取引規定に定められた機能)と当社のクレジットカードとしての機能(FFGカード会員規約に定められた機能)を一本化し、双方の機能を1枚で提供するものとします。
3. 当行および当社は、熊本銀行カード規定、デビットカード取引規定により発行されるキャッシュカードおよびFFGカード会員規約により発行されるクレジットカードに代えて本カードを発行し貸与するものとします。なお、当行および当社が会員として認めなかった場合は熊本銀行キャッシュカード(普通預金)を発行します。
4. 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」という)は、本カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座は決済口座に指定できないものとします。
5. 家族会員への発行するカードは、クレジットカード機能のみのカード発行とします。

第2条(会員)

1. (本会員)本規定ならびに普通預金規定、熊本銀行カード規定、デビットカード取引規定およびFFGカード会員規約を承認のうえ、当行および当社に利用を申し込みをした個人のうち、当行と当社が適格と認めた方を本会員とします。
2. (家族会員)本会員が指定した家族で、当行および当社が適格と認めた方を家族会員とします。
3. 本会員は、熊本銀行ポイントくらぶ「マイバンク」規定を承認のうえ、熊本銀行ポイントくらぶ「マイバンク」の利用を申し込むものとします。

第3条(カードの発行および交付)

1. 本カードの発行は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。また、本カードの交付についても当行または当社、あるいは当行または当社が指定する委託先から、本会員が当行に届け出た自宅住所あて郵送するものとします。
2. 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行および当社で所定の期間のみ保管します。この場合、当行および当社にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該本カードは廃棄しますので、利用をご希望の場合は、あらかじめ本カードのお申し込みが必要になります。この場合、新たにカードが交付されるまでの間、会員がカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第4条(カード貸与)

1. 本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
2. 当行および当社は会員1名に1枚の本カードを貸与します。本カードにはVISAカードの機能を有するゴールドカード、クラシックカードの種別があります。
3. 家族会員に貸与されるカードは、熊本銀行VISAカードとしキャッシュカード機能の無いクレジットカード機能のみの発行とします。
4. 会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面署名欄に自署するものとします。
5. 本カードは、カード表面に表示された会員本人以外使用できません。また会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
6. 会員は他人に本カードを貸与、譲渡および質入れする等本カードの占有を第三者に移転させること、またはカード情報を使用させることは一切できません。

第5条(アレコレカードの取扱い)

1. 会員は利用可能な機器において本カードを利用する場合は、本カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
2. 会員は本カードのデビットカードとしての機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
3. 前記1および2において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、この場合の取扱に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条(サービスの範囲)

- 会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。
- ① 当行、および当行が提携した金融機関の現金自動支払機または現金自動預入支払機による指定口座の払戻し、および指定口座の預入れ。
 - ② 国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用
 - ③ FFGカード会員規約の定めによるクレジットカード機能サービスの利用

第7条(特典および付帯サービス)

1. 当行は会員に対し当行の定めた特典を提供します。特典の内容については、店頭に備え置きのパフレットおよび当行ホームページ等に記載します。
2. 会員は当行の提供する特典・サービスを受ける場合は、当行の所定の方法に従うものとします。
3. 当行は会員に事前に通知することなく、特典・サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第8条(暗証番号等)

1. 会員はカードの申込時に当行および当社に対しキャッシュカードサービスの暗証番号およびクレジットカードサービスの暗証番号

をそれぞれ届出るものとします。ただし、クレジットカードサービスの暗証番号について会員からの申出が無い場合、または当社が定める指定禁止番号で申出た場合は、当社所定の方法により登録します。

2. 会員は暗証番号について生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 会員は当行および当社所定の方法によりおのおの暗証番号を変更することができるものとします。ただし暗証番号の変更に伴い新たにカードが交付されるまでの間、会員は本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については当行および当社は責任を負わないものとします。

第9条(クレジットカード機能の利用停止等と返却)

1. 会員が「本規定」または「FFGカード会員規約」に違反した場合、その他当行または当社が会員として不適格(当行普通預金規定10条2項、FFGカード会員規約第23条に該当)と認めた場合は、当行または当社は、何らの通知催告を要せずしてキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取消す(以下「利用停止等」という)ことができるものとします。
2. 当行または当社が前項によりキャッシュカード機能およびクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、利用者は本カードをただちに当行または当社の指示する方法に従い、当行または当社に返却するものとします。なお、当行はキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、会員の申出により、熊本銀行キャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。
3. 前項の場合、新たに熊本銀行キャッシュカード(普通預金)が交付されるまでの間、会員がカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
4. 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、当行および提携携行の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

第10条(カードの紛失・盗難等)

FFGカード会員規約、第12条(紛失・盗難、偽造)によるほか、以下により取扱うものとします。

- ① 会員はカードが紛失・盗難・詐欺・横領・偽造等(以下まとめて「紛失盗難・偽造」という)にあった場合、速やかにその旨を当行および当社に電話等により通知し、当行所定の書面で当行に届出を行うとともに、最寄の警察に届出を行うものとします。
- ② 紛失盗難・偽造の通知を当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能を停止するものとします。また紛失盗難・偽造の通知を当社が受けた場合は、当社はクレジットカード機能を停止するものとします。
- ③ 紛失盗難・偽造の通知が当行にあった場合は当社のクレジットカード機能を、当社にあった場合は当行のキャッシュカード機能を、それぞれ停止することができるものとします。
- ④ 紛失盗難・偽造により生じた損害の処理については、当行および

当社所定の方法により取り扱うものとします。

第11条(届出事項の変更)

1. 会員は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合には、遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。また会員が届出た変更事項は当行から当社に連絡することができるとします。
2. 決済口座の変更はできないものとします。
3. 氏名変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第12条(本カードの有効期限)

1. 本カードにはキャッシュカードサービスとクレジットカードサービスに共通の有効期限があります。有効期限経過後は、本カードによるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスのご利用はできなくなります。
2. 有効期限到来時には新しい更新カードを本会員が当行に届け出た自宅住所あてに郵送するものとします。当行および当社がクレジットカード機能の引続きの利用を認めない場合は、会員の申出により、熊本銀行キャッシュカード(普通預金)を送付するものとします。

第13条(種別変更等)

1. 会員は本カードの種別変更等を申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
2. 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第14条(アレコレカードの機能分離等)

会員は本カードについて次のことを行う場合には、当行および当社に所定の書面により申し込みまたは届出を行うものとします。

- ① 本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離しキャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードと、FFGカード発行のクレジットカードを希望する場合
- ② クレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード機能が利用できるカードを希望する場合。

第15条(再発行手数料)

当行が本カードを再発行する場合、本会員は当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第16条(情報の交換・管理および同意)

1. 会員は、当行および当社がその相手方に対して、または、当行若しくは当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カードの発行・交付、その他本カードの事務を遂行するために必要な範囲において、決済口座番号、クレジットカード会員番号等の会員情報を提供・交換することについて、あらかじめ同意するものとします。
2. 会員は当行および当社との間において、以下の目的・範囲内で、会員に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

- ①目的
本カードの申込受付・審査・発行・交付、会員の管理、本カードに
関連する特典の付与等を行うため
- ②情報の範囲
本申込書等に記載された会員の属性情報(住所、氏名、生年月日、
電話番号、勤務先など)およびその変更内容、決済口座番号、ク
レジットカード会員番号、本カードについての会員に関する情報
(当社の審査結果・会員資格の取消の事実等(ただしその理由は
除く)、紛失情報、更新情報、解約情報)、会員と当行および当社と
の取引内容
- ③当行・当社および情報処理・事務委託を委託する第三者は提供
を受けた会員の情報を、厳正に管理するものとします。

第17条(目的・範囲内の情報提供および同意)

1. 会員は、当行が保護措置を講じた上で当社に対し、「個人情報の
取扱いに関する同意条項」第1条1項記載の目的のために、以下の
個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
(1)会員規約若しくは会員と当行の間の契約等に基づき当行に届出
のあった情報または会員が当行に提供する書類等に記載されて
いる情報
- (2)当行における会員の会員資格及びこれに関連する情報
2. 会員は、当行が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報
の取扱いに関する同意条項」第1条2項記載の目的および銀行
業務に関する宣伝物・印刷物の送付のために、前項(1)に定める
個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
3. 会員は、前項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している
場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。但
し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付
は除きます。中止の申出は「個人情報の取扱いに関する同意条
項」第10条1項記載の連絡先に行うものとします。
4. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、当行に対し、当行におけ
る会員管理を目的として、以下の個人情報を提供し、当行がこれ
を使用することに同意します。
(1)FFGカード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報若しく
は会員が当社に提供する書類等に記載されている情報
- (2)本カードの申込みにより発行されるカードの番号・有効期限およ
び変更後のカード番号・有効期限
- (3)カード番号が無効となった事実(但し、その理由は除く)
- (4)カード会員資格の喪失(但し、その理由は除く)
- (5)本カード申込に対する審査の結果(但し、その理由は除く)
5. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、当行に対し、当行のポイ
ントサービスの提供を目的として、以下の個人情報を提供し、当
行がこれを利用することに同意します。
(1)会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用
店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報
6. 会員は当社が保護措置を講じた上で、当行の銀行業務における、
①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②市場調
査、商品開発、③宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的とし
て、第1項(1)および前項(1)の個人情報を提供し、当行がこれら
を利用することに同意します。

7. 会員は前項の同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場
合であっても、当行に対しその中止を申し出ることができます。

第18条(規定の適用)

本規定に定めがない場合は、本カードのキャッシュカード機能につい
ては「普通預金規定」「熊本銀行カード規定」「デビットカード取引規
定」を、クレジットカード機能については、「FFGカード会員規約」をそ
れぞれ適用するものとします。

第19条(本規定の変更等)

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他
相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方
法により変更できるものとします。
①当行が変更内容を当行の店頭表示、ホームページ掲載その他相
当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際
に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるも
のとなります。
②変更内容を当行または当社から通知すること、若しくは新規規定
を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当行ま
たは当社から通知した後、若しくは新規規定を送付した後に本カー
ドを利用したときに会員が承認したものとみなし、その変更内容は
通知後のカード利用日から適用されるものとします。
2. 本規定の変更等を前項の①および②双方により行う場合、その
変更内容は、1ヶ月以上の相当期間経過日または通知後のカード
利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。
(2009年1月改定)

FFGカード会員規約

第1部 一般条項

第1章 会員の資格

第1条(本会員)

株式会社FFGカード(以下「当社」という)に対し、本規約を承認のうえ
入会申込みをした個人のうち、当社が適格と認めた方を本会員とします。

第2条(家族会員)

1. 本会員が本会員の代理人として指定し第2項及び第3項の責任
を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた方を家族会員
(以下本会員と家族会員を「会員」という)とします。本会員は、本
会員の代理人として家族会員に、当社が当該家族会員用に発行
したクレジットカード(以下「家族カード」という)及び会員番号を
本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代
理人として本規約に基づき家族カード及び会員番号を利用する
ことができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員
資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
2. 本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用して決済
をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払う
ものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード及び会員
番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。
この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状
況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。
3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとしま

す。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。

4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第1項に規定する代理人でなくなった場合あるいは代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前2項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第3条(年会費)

本会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はクレジットカード(以下「カード」という)送付時に通知するものとします。なお、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。

第4条(届出事項の変更等)

1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、その他の項目(以下総称して「届出事項」という)に変更が生じた場合、次に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。
2. 氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。
3. 前2項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
4. 第1項及び第2項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときを除きます。
5. 会員が第22条第1項または第2項に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。

第5条(規約の変更・承認)

本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

第2章 カードの管理

第6条(カードの貸与と取扱い)

1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を表面に印字された会員の申込区分に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項(第4条第1項の届出事項を

いう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。

2. カードの所有権は当社に属し、カード及びカード情報はカード表面に印字された会員本人以外には使用できないものとします。また、会員は現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
3. 会員は、カード及びカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行なうものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。
4. カード及びカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカード及びカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

第7条(カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。
2. 有効期限の2カ月前までに申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。本会員は有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。
3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第8条(暗証番号)

1. 当社は、本会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、本会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第9条(カードの利用枠)

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボ及びキャッシング一括の利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額及び次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。
2. カードショッピング利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピングの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピングのうちリボルビング払い、分割払い(3回以上のものをいう。以下同様)、2回払い及びボーナス一括払いの未決済残高の合計額として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。

4. カードショッピングのうち本会員及び家族会員のリボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。
5. 前項の利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のキャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの未決済残高の合計額として管理します。その金額は本条第1項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
7. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
8. キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第6項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
9. 当社は、必要または適当と認めた場合、本条第1項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、当社所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。
10. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
11. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
 - ①カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - ②会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合
12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、当社所定の方法により、増額することができるものとします。但し、会員から異議のある場合を除きます。

第10条(複数カード保有における利用の調整)

1. 本会員が、当社が発行するVisaカードを保有する場合若しくはこれと共に当社発行のカードを保有する場合等、本会員として当社から複数のカードを貸与されているときは、原則として、そのすべてのカードを通算して第9条の規定を適用するものとします。
2. 前項の場合、当社は、リボルビング払い、分割払い、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。

第11条(カードの再発行)

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第12条(紛失・盗難・偽造)

1. カードまたはカード情報あるいはチケット(タクシーチケット等)が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはカー

ド情報の利用により発生する利用代金、チケット利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

2. 会員は、カードまたはカード情報あるいはチケットが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。但し、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について本会員が支払いの責を負うものとします。
5. 当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第13条(会員保障制度)

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードまたはカード情報あるいはチケットを不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察及び当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケットの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
 - ①会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害
 - ②損害の発生が保障期間外の場合
 - ③会員の家族・同居人・当社から送付したカードまたはチケットの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - ④会員が本条第4項の義務を怠った場合
 - ⑤紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑥カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害(但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。)
 - ⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - ⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害
4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

第14条(カード利用の一時停止等)

1. 当社は、会員が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入

- する等カードの利用状況が不審な場合、若しくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
2. 当社はカード及びカード情報の第三者による不正使用の可能性がある場合と当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部またはいずれかの利用を保留またはお断りすることがあります。
 3. 当社は、会員が本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部またはいずれかを一時的に停止し、若しくは、加盟店や現金自動預払機(以下「ATM等」という)等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
 4. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
 5. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求められることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
 6. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出及び申告を求められることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域においてはカードの利用を制限することができるものとします。

第15条(付帯サービス等)

1. 会員は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービス及び特典(以下「付帯サービス」という)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については別途当社から本会員に対し通知します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービス及びその内容を変更することを予め承諾します。
4. 会員は、第23条に定める会員資格の取消をされた場合、若しくは、第24条に定める退会をした場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済の特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。

第3章 カード利用代金等の決済方法

第16条(代金決済口座及び決済日)

1. 本会員が当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息及び年会費等本規約に基づく一切の債務は、本会員が支払い

のために指定した預金口座(本会員名義に限る)から口座振替により支払うものとします。但し、本会員が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本会員の希望なく当社が支払い方法を変更することはないものとします。

2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに本会員の届出住所宛に送付します。本会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に当社に対し異議を申出するものとします。但し、支払いが年会費のみの場合には利用代金明細書を送付しない場合があります。
4. 当社に支払うべき債務のうち第39条に定めるキャッシングリボ返済元金、第44条に定めるキャッシング一括の返済元金及び第47条に定める海外キャッシュサービスの返済元金は、本条第1項で本会員が指定する決済口座からの引落としの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、第9条第6項に定める未決済残高に含めるものとします。

第17条(海外利用代金の決済レート等)

1. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金(カード利用が日本国内であるものを含む)は、外貨額をVISA国際サービスアソシエーション(以下「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。但し、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
2. 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限若しくは停止に応じていただくことがあります。

第18条(決済口座の残高不足等による再振替等)

決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当社に、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。但し、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。

第19条(支払金等の充当順序)

本会員の弁済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第20条(手数料率、利率の変更)

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、キャッシング一括の利率、海外キャッシュサービスの利率及び遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由が

ある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払い及びキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払い、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等

第21条(期限の利益の喪失)

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

- ① 仮差押、差押、競売の申請、破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき
- ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
- ③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき
- ④ リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき

2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合及び第23条第1項の規定(但し、第22条の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いによるカードショッピング代金を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

- ① 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき
- ② 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
- ③ 本会員の信用状態が悪化したとき

4. 本会員は、第22条の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

5. 本会員は、前4項の債務を支払う場合には、当社へ持参若しくは送金して支払うものとします。但し、当社が適当若しくは必要と認めた場合は、第18条の但書の定めにより支払うものとします。

6. 本条第1項から第4項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第22条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しない

こと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社に対し次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は当社から請求があり次第、当社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

4. 前項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

5. 会員は、本契約締結日時点で会員と当社との間に存在する一切の融資・ローン・クレジットカード取引についても、本条項が適用されることに同意するものとします。

第23条(会員資格の取消)

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。

- ① カード、ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
- ② 本規約のいずれかに違反した場合
- ③ カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合
- ④ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当若しくは不審があると当社が判断した場合
- ⑤ カード発行後2ヵ月以内に決済口座の設定手続が完了しない場合
- ⑥ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
- ⑦ 会員に対し第4条第5項または第14条第6項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合

⑧会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑦に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき

⑨付帯されている保険サービスについて解除の申し出をした時は、当該会員から退会の申し出がなされたものとみなします。

2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
3. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカード及びチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
4. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カード及びチケットの無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。
5. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用料金等について全て支払いの責を負うものとします。

第24条(退会)

1. 本会員が退会をする場合は、当社の指定する金融機関若しくは当社に所定の届出用紙を提出する方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員のカード及び貸与されたチケット等を当社に返却するものとします。また、債務全額を弁済していただくこともあります。
2. 本会員は、退会をする場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用料金等について全て支払いの責を負うものとします。
3. 家族会員のみが退会をする場合も、本条第1項に定める方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する家族会員のカード及び貸与されたチケット等を当社に返却するものとします。

第25条(費用の負担)

会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料(但し、当社が受領するものは除きます)。本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

第26条(合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかにかわからず、会員の住所地、商品等の購入地及び当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第27条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第2部 カードによる取引と利用代金の支払

第1章 カードによるショッピング

第28条(カードショッピング)

1. 利用可能な加盟店

会員は、次の加盟店においてカードを利用することができます。但し、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について充分に注意するものとします。

①当社の加盟店

②当社と提携したクレジットカード会社(以下「提携クレジットカード会社」という)の加盟店

③VISAインターナショナルサービスアソシエーションと提携した銀行・クレジットカード会社(以下「海外クレジットカード会社」という)の加盟店

2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することまたは、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号の店頭端末機への入力等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入することにより、若しくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

4. オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

5. ICカードの利用手続き

カードの種類がICクレジットカード(ICチップを搭載したクレジットカード)の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。但し、端末機の故障等の場合若しくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、

カードの更新や種別変更等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたとき若しくは退会・会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報及び無効情報等を加盟店に(加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。)対し通知する場合があります。予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。

7. カードの利用に際しては、原則として、当社の承認を必要とし、この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接若しくは提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店若しくは会員自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

第29条(債権譲渡の承諾等)

1. 会員は、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に予め異議なく承諾するものとします。

- ①当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡すること、または、当社が当該加盟店等に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者(本号では提携クレジットカード会社及び海外クレジットカード会社を除く)を経由する場合があります。
- ②提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡または提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いし(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること
- ③海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡または海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いし(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること

2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

3. 会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。但し、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合のみ開示されるものとします。

4. 会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第2章 カード利用代金の支払区分

第30条(カード利用代金の支払区分)

1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い及び分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。但し、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた会員が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。
2. 会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとなります。

第31条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)

1回払い、2回払い、ボーナス一括払いの支払期日及び支払金額は次の通りとなります。但し、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。

- ①1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。
前々月16日から前月15日までの利用分。
- ②2回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額(端数は初回分に算入)につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。
前々月16日から前月15日までの利用分。
- ③ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日。但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。

第32条(リボルビング払い)

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
 - ①お店でリボ:カード利用の都度リボルビング払いを指定する方法。
 - ②いつでもリボ:本会員が事前に申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日(前月15日)時点における当該カードショッピング代金の支払区分を、当該利用代金が本会員が本条で指定する支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いにする方法。但し、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとすることがあります。
 - ③海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該カードショッピング代金の支払区分を、当該利用代金が本会員が本条で指定する支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いにする方法。
 - ④あとからリボ:カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が

定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金(2回払いは利用額の全額)をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料・支払金額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金(毎月支払額)の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額(5千円、または、1万円以上1万円単位。プラチナカード及びゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額若しくは減額できるものとします。
3. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として本会員が予め指定したコースにより下表に定める弁済金(毎月支払額。但し、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法若しくは下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日 時点での残高	翌月の弁済金			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円以上 1万円単位
10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円	
以後残高10万円増加毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加	

4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
5. 会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。
6. 第29条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第4項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うも

のとします。

第33条(分割払い)

1. 分割払いは次の方法で指定するものとします。
 - ①カード利用の都度分割払いを指定する方法
 - ②カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金(2回払いは利用額の全額)を分割払いに変更する方法。この方法は、当社が適当と認めた本会員が、当社が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合にのみ利用できるものとします。その場合、手数料・分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
 - ③分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。
2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとします。但し、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
3. 分割払いの場合のカードショッピングの支払総額は、カード利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、カードショッピングの支払総額から支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(但し、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入)し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りのカードショッピング利用代金の50%以内で指定することができます。
5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。
6. 第29条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わら

ず本条第2項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第34条(遅延損害金)

1. 平成21年12月10日より前の請求に関し支払いを遅延した場合の遅延損害金は以下の通りとします。

①本会員が、ショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、分割払いに係る分割支払金合計の残金金額(付利単位1,000円)については商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金(付利単位1,000円)については年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、それぞれ支払うものとします。

②前①の場合を除き、本会員が、カードショッピングの支払金(付利単位1,000円)の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。

2. 平成21年12月10日以降の請求に関し支払いを遅滞した場合の遅延損害金は以下の通りとします。

①本会員が、ショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る分割支払金合計の残金金額(付利単位1,000円)については商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金(付利単位1,000円)については年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、それぞれ支払うものとします。

②前①の場合を除き、本会員が、カードショッピングの支払金(付利単位1,000円)の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。

第3章 加盟店との取引上の問題とカード利用代金の支払い

第35条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が、日本国内の加盟店と見本・カタログ等により商品及びサービス(以下総称して「商品等」という)の購入を行なった場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換請求若しくは当該売買契約の解除をすることができます。

第36条(支払停止の抗弁)

1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括

払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。但し、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。

①商品等の引渡し、提供がなされないこと

②商品等に瑕疵(欠陥)があること

③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること

2. 当社は、会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。

3. 会員は、前項の申出をするときは、予め当該事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

4. 会員は、本条第2項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面(資料がある場合は資料を添付して)を当社に提出するよう努めるものとします。また、会員は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。

5. 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。

①売買契約が会員にとって営業のために若しくは営業として締結したものである(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く)であるとき

②リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき

③分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき

④会員が日本国外においてカードを利用したとき

⑤会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき

6. 会員は、当社がカードショッピング代金の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング代金の支払いを継続するものとします。

第3部 キャッシング条項

第1章 キャッシングリボ

第37条(キャッシングリボの取引を行う目的・利用方法)

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金及び事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第38条(キャッシングリボの利率及び利息の計算)

1. キャッシングリボの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシング

サービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとし、利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率及び当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

- お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
- 本会員は、キャッシングリボの借入金(付利単位100円)に対し、借入日の翌日より当社所定の利率による利息を支払うものとし、
- 毎月の利息額は、毎月の締切日(前月15日)までの日々の残高に対し年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、第16条に従い当月の支払期日に支払うものとし、

第39条(キャッシングリボの借入金の支払い)

- キャッシングリボの返済方法は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が設定または増額若しくは減額できるものとします。但し、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
- キャッシングリボの返済は、返済元金と前条第4項の経過利息の合計として当社が指定した金額を、第16条の定めにより支払うものとし、
- 会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記<繰上返済の可否及び方法>に定めるとおりとします。

第40条(遅延損害金)

- 本会員が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金(付利単位1,000円)に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年20.0%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとし、
- 前項の取扱はキャッシング一括及び海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

第41条(現金自動預払機(ATM)等利用時の手数料)

- 会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用してキャッシングリボを借り受け、または臨時に返済する場合は、当社所定のATM手数料を負担するものとします。その場合は、第38条第4項にて定める毎月の締切日までのATM利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとし、
- ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合には108円(含む消費税等)、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は216円(含む消費税等)とします。但し、当社が認める場合は割引若しくは無料とすることがあります。

- 本条第1項及び第2項の取扱いはキャッシング一括の場合も同様とします。

第2章 キャッシング一括

第42条(キャッシング一括の取引を行う目的・利用方法)

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシング一括として別途定める方法により、キャッシング一括の利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金及び事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法>に定めるとおりとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第43条(キャッシング一括の利率及び利息の計算)

- キャッシング一括の利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとし、利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率及び当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
- 本会員は、キャッシング一括の借入金(付利単位100円)に対し、当社所定の利率による利息を支払うものとし、
- 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を経過利息として支払うものとし、

第44条(キャッシング一括の借入金の支払い)

- キャッシング一括の返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
- 毎月の返済額は、毎月の締切日(前月15日)までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第16条の定めにより当月の支払期日に支払うものとし、
- 会員は、別途定める方法により、キャッシング一括の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記<繰上返済の可否及び方法>に定めるとおりとします。

第3章 海外キャッシュサービス

第45条(海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法)

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金及び事業費資金とすることを取引を行

う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第46条(海外キャッシングサービスの利率及び利息の計算)

1. 海外キャッシングサービスの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率及び当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. 本会員は、海外キャッシングサービスの借入金(付利単位100円)に対し、当社所定の利率による利息を支払うものとします。
3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。

第47条(海外キャッシングサービスの借入金の支払い)

1. 海外キャッシングサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、毎月の締切日(前月15日)までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第16条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
3. 海外キャッシングサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシングサービスの借入金元金は、第17条の定めにより換算された円貨とします。
4. 会員は、別途定める方法により、海外キャッシングサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記<繰上返済の可否及び方法>に定めるとおりとします。

第48条(海外キャッシングサービスのATM等手数料)

会員は、海外クレジットカード会社等が設置するATM等を利用して借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用して臨時に返済する場合においても、第41条の定めに従うものとします。

第4章 書面の交付

第49条(キャッシング利用時及びお支払い時の書面の交付)

本会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、及び貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。

※貸金業法施行日(平成19年12月19日)以前に入会した本会員は、当社から上記第49条に関する通知若しくは上記第49条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

★キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法

	本会員			家族会員		
	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	—	—	○	—	—	○

★キャッシングリボご利用時のご注意

毎月ご返済額は下記ご利用残高を超えた場合、変更となります。なお、ご利用残高によって、一度上がったご返済額はご利用残高が減っても下がりにません。

締切日時点のご利用残高	2007年12月16日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定・増枠された方、お手持ちのカードで初めてキャッシングリボをご利用いただいた方	20万円	70万円	200万円
	2007年12月15日以前よりキャッシングリボをご利用の方	50万円	100万円	
ご指定の毎月返済額		1万円以下	2万円以下	3万円以下
変更後毎月返済額		2万円	3万円	4万円

★キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等 ●キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用条件

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 (ボーナス月増額返済あり)	最長2年9か月・33回(新規ご契約ご利用枠50万円、実質年率18.0%、毎月返済額2万円・50万円をご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員 …実質年率12.8% ～18.0%
			ゴールドカード会員 …実質年率12.8% ～15.0%
キャッシング一括	元利一括返済	23日～56日(但し暦による)・1回	プラチナカード会員 …実質年率12.8% ～15.0%
海外キャッシングサービス			実質年率15.0% ～18.0%

※キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用枠が0円の場合

名称	返済方法	返済予定総額及び返済期間・回数等	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	0円、0日・0回	一般会員 …実質年率12.8% ～18.0%
			ゴールドカード会員 …実質年率12.8% ～15.0%
キャッシング一括	元利一括返済	0円、0日・0回	プラチナカード会員 …実質年率12.8% ～15.0%
海外キャッシングサービス			実質年率15.0% ～18.0%

●担保・保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い…・ATM手数料(取扱金額1万円:108円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:216円(含む消費税等))

●本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

★リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等

・リボルビング払い 実質年率15.0%

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用代金100円 当りの分割払 手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

<リボルビング払いのお支払い例>

(元金定額コース1万円及び標準コース、実質年率15.0%の場合)

8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高 50,000円)

①お支払い元金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円

②手数料(元金定額コース・標準コースとも)…ありません。

③弁済金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円(①)

④お支払い後残高(元金定額コース・標準コースとも)…50,000円-10,000円=40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高 40,000円)

①手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)

$$\dots 50,000円 \times 15.0\% \times 15日 \div 365日 + 50,000円 \times 15.0\% \times 10日 \div 365日 + 40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 595円$$

②お支払い元金

・元金定額コースの場合…10,000円

・標準コースの場合…9,405円(③10,000円-①595円)

③弁済金

・元金定額コースの場合…10,595円(①595円+②10,000円)

・標準コースの場合…10,000円

④お支払い後残高

・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)

・標準コースの場合…30,595円(40,000円-9,405円)

<分割払いのお支払い例>

利用代金50,000円、10回払いの場合

①分割払手数料 50,000円×(6.70円/100円)=3,350円

②支払総額 50,000円+3,350円=53,350円

③分割支払額 53,350円÷10回=5,335円

★繰上返済の可否及び方法

	リボルビング 払い	分割払い	キャッシング リボ	キャッシング 一括	海外 キャッシング サービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	○	×	○	○ (全額返済のみ可)	○ (全額返済のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○

※1:全額繰上返済:分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

※2:一部繰上返済:原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

※3:キャッシング一括と海外キャッシングサービスを締切日までの同一期間内に利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATMから入金して返済する方法にて全額繰上返済する場合、キャッシング一括及び海外キャッシングサービスの元本・利息を合わせた合計額のみ返済が可能です。

※4:本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。

2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。

株式会社FFGカード<福岡財務支局長(10)第00169号>

<クレジットカードデスク>

〒819-0006 福岡市西区姪浜駅南1-7-1

電話番号 092-884-1898

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

4. 本規約についてのお問合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。

<お客様相談室>

〒819-0006 福岡市西区姪浜駅南1-7-1

電話番号 092-884-1898

5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。
<VJ紛失・盗難受付デスク>
フリーダイヤル 0120-919456
※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。
東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。
(当社が契約する指定紛争解決機関)
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
電話番号 03-5739-3861

(2016年8月改定)

熊本銀行VISAカード会員特約(家族会員)

第1条(名称)

本カードは株式会社熊本銀行(以下「銀行」という)と株式会社FFGカード(以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するので、カードの名称は「熊本銀行VISAカード」(以下「カード」という)と称します。

第2条(会員資格)

本特約ならびにFFGカード会員規約を承認のうえ入会の申込をした方で、銀行と当社が適格と認めた方を会員とします。

第3条(会員資格の喪失)

会員が当社の会員資格喪失の条件に該当した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第4条(銀行のサービスの利用)

1. 会員は、銀行より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、銀行の所定の方法に従うものとします。

第5条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員がカードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、FFGカード会員規約が適用されます。

個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約

第1条(株式会社熊本銀行への個人情報の提供及び利用に関する同意)

1. 会員は、株式会社FFGカード(以下「当社」という)が保護措置を講じた上で、株式会社熊本銀行(以下「銀行」という)に対し、銀行における会員管理を目的として、下記の個人情報を提供し、銀行がこれを利用することに同意します。
 - (1) FFGカード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報若しくは会員が当社に提供する書類等に記載されている情報
 - (2) 本カードの申込みにより発行されるカードの番号・有効期限

- および変更後のカード番号・有効期限
- (3) カード番号が無効となった事実(但し、その理由は除く)
 - (4) カード会員資格の喪失(但し、その理由は除く)
 - (5) 本カード申込に対する審査の結果(但し、その理由は除く)
2. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、銀行に対し、銀行のポイントサービスの提供を目的として、下記の個人情報を提供し、銀行がこれを利用することに同意します。
 - (1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報
 3. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、銀行の銀行業務における、
 - ①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②市場調査、商品開発、および、③宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として、第1項(1)および前項(1)の個人情報を提供し、銀行がこれらを利用することに同意します。
 4. 会員は、前項の同意の範囲内で銀行が当該情報を利用している場合であっても、銀行に対しその中止を申し出ることができます。
株式会社熊本銀行 営業推進部
〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁目29番20号
電話番号 096-385-1141

第2条(当社へ個人情報の提供及び利用に関する同意)

1. 会員は、銀行が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条1項記載の目的のために、下記の個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
 - (1) 会員規約若しくは会員と銀行の間の契約等に基づき銀行に届出のあった情報または会員が銀行に提供する書類等に記載されている情報
 - (2) 銀行における会員の会員資格及びこれに関連する情報
2. 会員は、銀行が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条2項記載の目的・会員資格の審査および与信後の管理、および銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のために、前項に定める個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
3. 会員は、前項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付は除きます。中止の申出は「個人情報の取扱いに関する同意条項」第10条記載の連絡先に行うものとします。

(2014年10月改定)

マイ・ペイすリポ会員特約

第1条(総則)

株式会社FFGカード(以下「当社」という)に対し、本特約及びFFGカード会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすリポ会員とします。

第2条(カード利用代金の支払区分)

1. 本カードの支払区分は、会員規約第30条にかかわらず、当該カードショッピング代金が、本会員が本条第2項で指定する支払い

コースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすりポ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。但し、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。

2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第32条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすりポ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。

(1) 定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に3%を乗じた額(1円未満切捨て。但し、3千円に満たない場合は最低支払い元金を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします)に、本条第4項に定める手数料を加算した額

(2) 元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円以上1万円単位。プラチナカード及びゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額

3. 前項に定める弁済金(毎月支払額)は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額若しくは減額できるものとします。

4. 手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分として翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第3条(カード利用代金等の決済方法)

当社が適当と認めるマイ・ペイすりポ会員は、当社が定める日までに当社所定の方法で申出を行い当社が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額若しくは減額して支払うことができるものとします。

第4条(キャッシング一括)

本カードでは、キャッシング一括は、当社が適当と認めたマイ・ペイすりポ会員についてのみ利用できるものとします。

第5条(支払方法の中止)

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申出を行うものとします。

第6条(マイ・ペイすりポの設定)

マイ・ペイすりポの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすりポの設定は取消すものとします。

第7条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

<お支払い例(定率コースおよび元金定額コース1万円の場合)>
8月16日~9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

①お支払い元金

・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円

②手数料(定率コース、元金定額コースとも)…ありません

③弁済金

・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円

④お支払い後残高

・定率コースの場合…50,000円-3,000円=47,000円

・元金定額コースの場合…50,000円-10,000円=40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い

①手数料(10月11日~10月15日までの分)

・定率コースの場合…47,000円×15.0%×5日÷365日=96円

・元金定額コースの場合…40,000円×15.0%×5日÷365日=82円

②お支払い元金

・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円

③弁済金

・定率コースの場合…3,096円(①96円+②3,000円)

・元金定額コースの場合…10,082円(①82円+10,000円)

④お支払い後残高

・定率コースの場合…44,000円(47,000円-3,000円)

・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)

(2011年9月改定)

iD会員特約(携帯型:個人用)

第1条(定義)

「iD決済システム」(以下「本決済システム」という)とは、非接触IC技術を活用したクレジット決済システムをいいます。

第2条(iD会員(携帯型))

1. 株式会社FFGカード(以下「当社」という)が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員(以下「会員」という)で、本特約及びFFGカード会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をiD会員(携帯型)とします。

2. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員がiD会員(携帯型)である場合に限り、当社は当該家族会員をiD会員(携帯型)とするものとします。

3. 本会員は、iD会員(携帯型)である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任(利用金額の支払義務を含む)を負うものとします。この場合、iD会員(携帯型)である家族会員は、当社が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等(本特約で家族会員の利用のみならず場合を含む)を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。

4. 本会員は、iD会員(携帯型)である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害(iD会員番号、アクセスコード、iD

会員情報、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。

第3条(iD会員番号およびアクセスコードの発行)

1. 当社は、iD会員(携帯型)に対し、iD会員番号およびアクセスコードを発行し、当社所定の方法により通知するものとします。
2. iD会員(携帯型)は当社から通知されたiD会員番号およびアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、iD会員(携帯型)本人以外の第三者に使用させてはなりません。
3. iD会員(携帯型)は、第5条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、または盗難された場合には、直ちに当社にその旨届け出るものとします。
4. 第三者が、アクセスコードおよび第4条に定める暗証番号(以下「指定暗証番号」という)を使用して第5条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員(携帯型)本人の利用とみなします。

第4条(暗証番号)

1. 当社は、iD会員(携帯型)より申出のあったiDの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。
2. iD会員(携帯型)は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iDの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、iD会員(携帯型)は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第5条(会員情報登録)

1. 当社は、iD会員(携帯型)に対しアクセスコードを通知することにより、iD会員(携帯型)が本決済システムで使用する自己の管理する携帯機器に対して、本決済システムの利用に必要な情報(以下「iD会員情報」という)を登録(以下「会員情報登録」という)することを承認します。なお、iD会員(携帯型)は、当社が指定する所定の期間(以下「会員情報登録期間」という)内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、または一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当社に届出のうえ当社の承認を得るものとします。
2. iD会員(携帯型)は、当社が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要なアプリケーション等(以下「アプリケーション」という)を、当社所定の方法で携帯機器にダウンロードしたうえで、アクセスコードおよび指定暗証番号を入力するなど当社所定の方法により会員情報登録するものとします。但し、携帯機器が予め会員情報登録が可能な状態となっている場合、当該アプリケーションの設定手続きは省略できるものとします。
3. iD会員(携帯型)は前項の手続きに先立ち、自己の責任および費用負担において、本決済システムに対応しうる機能を備えた携帯機器の準備、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結およびその他本決済システムの利用に必要な準備を

おこなうものとします。

4. iD会員(携帯型)が前項の準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当社は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

第6条(iD携帯の利用)

1. iD会員(携帯型)は、前条2項に定める手続きをおこない会員情報登録が完了した携帯電話(以下「iD携帯」という)を当社所定の方法で使用するにより、決済用カードに代えて、本決済システムの利用が可能な加盟店(以下「iD加盟店」という)での支払い手段とすることができます。
2. iD会員(携帯型)は、決済用カードの代わりにiD携帯を用いて当社が別途指定するATM等において当社所定の操作を行うことにより、会員規約に定めるキャッシングリボまたはキャッシング一括として、当社から現金を借り受けることができます。また、iD会員(携帯型)は、会員規約に定める方法以外に、当社が別途指定するATM等においてiD携帯を用いて当社所定の操作を行うことにより、キャッシングリボまたはキャッシング一括の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。

第7条(iD携帯の管理)

1. iD会員(携帯型)は、iD携帯を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD会員(携帯型)本人以外の第三者にiD携帯による本決済システムの利用をさせてはなりません。
2. iD会員(携帯型)は、iD携帯につき機種変更若しくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせてiD携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとします。
3. iD会員(携帯型)は、iD携帯に装備されたICチップおよびアプリケーションにつき変造、偽造、複製、分解、解析等をおこなってはなりません。
4. iD会員(携帯型)が前3項に違反したことによりiD会員(携帯型)本人以外の第三者がiD携帯を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員(携帯型)本人の利用とみなします。

第8条(ご利用代金の支払い)

1. 本会員であるiD会員(携帯型)は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約に従いiD会員(携帯型)が予め指定する決済用の当社クレジットカード(以下「決済用カード」という)の利用代金として、その他の決済用カードの利用代金等と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規約第32条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」および「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更す

る方法の場合は、会員規約第33条の定めに基づき支払うものとし
ます。

第9条(海外利用代金の決済レート等)

本決済システムの海外のiD加盟店での買物ご利用代金は、取引
時点で「iD」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算さ
れます。

第10条(ご利用枠)

- 1.iD会員(携帯型)は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用
カードの代わりにiD携帯を第6条に定めるとおり利用できるもの
とします。
- 2.当社は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引
については当該取引の利用条件を別途指定することができ、iD
会員(携帯型)はこれに従うものとします。
- 3.iD会員(携帯型)は、当社が適当と認めた場合、本条第1項の規
定にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えてiD携帯を利用で
きるものとします。その場合も、iD会員(携帯型)は当然に支払
の責を負うものとします。

第11条(紛失・盗難)

- 1.iD会員(携帯型)は、iD携帯またはiD会員情報が紛失・盗難・
詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により本決済
システムにおいて他人に不正利用された場合、会員は、本決済
システムでの当該利用代金についてすべて支払いの責を負うも
のとします。
- 2.iD会員(携帯型)は、iD携帯またはiD会員情報が紛失・盗難にあ
った場合、直ちにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るもの
とします。当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があり
ます。

第12条(会員保障制度)

- 1.前条1項の規定にかかわらず、当社はiD会員(携帯型)が紛失・
盗難により他人にiD携帯またはiD会員情報を不正利用された場
合であって、前条2項の警察並びに当社への届出がなされたとき
は、これによってiD会員(携帯型)が被る本決済システムでの不
正利用による損害をてん補します。
- 2.保障期間は、iD携帯の入会日から決済用カードの最初に到来す
る保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものと
します。
- 3.次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
 - (1)iD会員(携帯型)の故意若しくは重大な過失に起因する損害
 - (2)損害の発生が保障期間外の場合
 - (3)iD会員(携帯型)の家族・同居人・当社から通知したアクセ
スコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (4)iD会員(携帯型)が本条第4項の義務を怠った場合
 - (5)紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6)暗証番号入力を伴う取引についての損害(但し、当社に登録
されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失
がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。)
 - (7)前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以
前に生じた損害

(8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難
に起因する損害

(9)その他本特約および会員規約の違反に起因する損害

- 4.iD会員(携帯型)は、損害のてん補を請求する場合、損害の
発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認め
る書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するも
のとします。

第13条(有効期限)

- 1.iD会員情報の本決済システムにおける有効期限は、当社が指定
するものとし、有効期限は書面、電子メール、または本カードの券
面に記載する方法、その他当社所定の方法により通知する年月
の末日までとします。
- 2.iD会員情報の有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き
続きiD会員(携帯型)として認める場合には、有効期限を更新し、
iD会員(携帯型)に通知します。
- 3.前項の場合、iD会員(携帯型)は改めて第5条に準じて会員登録
をおこなうものとします。

第14条(退会、会員資格の取消)

- 1.iD会員(携帯型)がiD会員(携帯型)を退会する場合は、当社所
定の方法により当社に届け出るものとします。
- 2.iD会員(携帯型)が退会などにより決済用カードに関する会員資
格を失った場合は、同時にiD会員(携帯型)としての会員資格を
失うものとします。
- 3.iD会員(携帯型)はiD会員(携帯型)としての会員資格を取り消
された場合または退会した場合、速やかにiD携帯に登録されて
いるiD会員情報を削除するものとします。なお、当該措置をおこ
なわなかったことにより第三者がiD携帯を本決済システムで利用
した場合、当該第三者による利用をiD会員(携帯型)本人の利用
とみなします。

第15条(再発行)

- 1.当社は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失若しくは盗難等、
またはiD携帯の機種変更、紛失、盗難または破損等の理由により、
iD会員(携帯型)がiD会員番号およびアクセスコードの発行を希
望し当社が適当と認めた場合にはiD会員番号およびアクセス
コードを再発行します。
- 2.前項の場合、iD会員(携帯型)は新たに通知されたアクセスコード
を使用して改めて第5条に準じて会員登録をおこなうものと
します。

第16条(利用停止措置)

当社は、iD会員(携帯型)が本特約若しくは会員規約に違反した場
合またはiD携帯若しくは決済用カードの使用状況が適当でない
と当社が判断した場合、会員に通知することなくiD携帯による本
決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD
会員(携帯型)は予めこれを承諾するものとします。

第17条(本サービスの中止、一時停止)

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、iD会員(携帯型)
に対する事前の通知なく、本決済システムにおけるiD携帯の取
扱いの中止または一時停止することができます。この場合、当
社は、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いを中止または一時
停止するこ

とにより、iD会員(携帯型)に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いが困難であると当社が判断した場合。
- (2) その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情で本決済システムにおけるiD携帯の取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

第18条(免責)

1. 当社は、iD会員(携帯型)がiD携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、iD携帯の各種機能またはiD携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、iD会員(携帯型)または第三者に損害が発生した場合でも、当社に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
2. 当社は、本特約に別途定める場合を除き、iD携帯およびiD携帯に装備されたICチップ等の欠陥、品質不良等の原因によりiD会員(携帯型)がiD携帯を使用して本決済システムを利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失による当社が指定するアプリケーションの欠陥、品質不良等によることが明らかなる場合はこの限りではありません。

第19条(特約の変更、承認)

本特約の変更については当社から変更内容を知り得た後、または新特約を送付した後にiD携帯を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第20条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。
(2014年10月改定)

個人情報取扱いに関する同意条項

<本同意条項はFFGカード会員規約(以下「本規約」という)の一部を構成します>

第1条(個人情報の収集・保有・利用等)

1. 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します)、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。
 - ① 申込み時若しくは入会後に会員等が申込書等に記入し若しくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許番号、職業、勤務

先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)

- ② 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報(以下「契約情報」という)
 - ③ 会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
 - ④ お電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報
 - ⑤ 当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
 - ⑥ 当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
 - ⑦ 官報や電話帳等の公開情報
2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。
 - ① 当社のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - ② 当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
 - ③ 当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
 - ④ 当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信

第2条(個人情報情報機関への登録・利用)

1. 本会員(本会員の予定者を含む。以下「本会員等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟個人情報機関」という)及び加盟個人情報機関と提携する下記の個人情報情報機関(以下「提携個人情報機関」という)に照会し、本会員等及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
2. 本会員等は、①加盟個人情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報*1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報期間に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実*2	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む)となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp>

○名称：株式会社日本信用情報機構

(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

所在地：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp>

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・電話番号>

○名称：全国銀行個人信用情報センター

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

第3条(繰上返済時の残高の開示)

本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する、本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。

第4条(個人情報の預託)

会員等は、当社が当社の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第5条(利用の中止の申出)

会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます(以下、尚書書の内容を含めて、同じ)。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第10条第1項記載の窓口にご連絡ください。尚、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当社、個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第10条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしておきます。

②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第7条(会員契約が不成立の場合)

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以

外に利用されることはありません。

第8条(退会後または会員資格取消後の場合)

本規約第24条に定める退会の申し出または本規約第23条に定める会員資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報保有し、利用します。

第9条(規約等に不同意の場合)

当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本会員規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。但し、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第10条(個人情報に関するお問い合わせ)

第5条に定める中止のお申出、個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

<お客様相談室>

〒819-0006 福岡市西区姪浜駅南1-7-1

電話番号 092-884-1898

第11条(同意条項の位置付け及び変更)

1. 本同意条項はFFGカード会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

■反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して、貴社に対し次の①から⑤までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - ⑤その他前記①から④に準ずる行為

3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴社から請求があり次第、貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、貴社になんらの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、私が生じた責任を負います。
5. 私は、本契約締結日時点で私と貴社との間に存在するいっさいの融資・ローン・クレジットカード取引についても、本条項が適用されることに同意いたします。

(2016年8月改定)

SUGOCAに関する特約

第1条 目的

本特約は、九州旅客鉄道株式会社（以下、「JR九州」という。）とクレジットカード会社等（以下、「クレジット会社」という。なお、クレジットカード会社等には提携企業を含むものとする。）の発行する「クレジット一体型 SUGOCA」（以下、「カード」という。）を情報記録媒体とした JR九州所定の乗車券（以下、「ICカード乗車券」という。）において、会員に提供するサービスの内容と、会員がそれらを受けるために条件を定めることを目的とします。

第2条 適用範囲

1. 本特約は、各社の定めるクレジットカード会員規約やその他会員規約等（以下、「会員規約等」という。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。
2. 会員が ICカード乗車券を利用する場合は、ICカード乗車券取扱規則（平成21年2月九州旅客鉄道株式会社公告第11号。以下、「ICカード取扱規則」という。）による記名式 SUGOCA乗車券として取り扱います。
3. 会員はカードを、ICカード取扱規則による SUGOCA 定期券としては利用できないものとします。
4. IC乗車券の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則及び SUGOCA 電子マネー取扱規則（平成21年2月九州旅客鉄道株式会社公告第26号。以下、「電子マネー取扱規則」という。）の定めるところとします。また電子マネー取扱規則による場合、「SUGOCA 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第3条 用語の定義

本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「各社」とは、JR九州及びクレジット会社をいいます。
- (2) 「SF」とは、JR九州が相当の対価を得て ICカード乗車券に記録した金銭的価値をいいます。
- (3) 「チャージ」とは、JR九州の定める方法で ICカード乗車券に SF を積み増しすることをいいます。

第4条 デポジット

カードについては、デポジットに関する ICカード取扱規則の定めは適用しないものとします。

第5条 チャージ

会員は、ICカード取扱規則第12条に定める機器等によってチャージすることができます。

第6条 SF 残高の確認

会員は、ICカード取扱規則第13条に定める機器等によって SF 残高を確認することができます。

ます。

第7条 払いもどし

1. JR九州は、本特約第9条、第10条及び第11条に該当する場合で、会員から請求があった場合、ICカード取扱規則第31条の定めに基づいてSF残額を払いもどします。
2. 前項による払いもどしをした以降は、カードのICカード乗車券は使用できなくなるものとします。

第8条 再発行時の取扱い

1. 各社は、ICカード取扱規則第32条及び第34条にかかわらず、別途定める場合にICカード乗車券の再発行を行います。
2. ICカード取扱規則第32条及び第34条による再発行を行った場合、従前のカードのSF残額及びSUGOCAポイントについては新カードへ引き継がれます。また、SUGOCAオートチャージ設定については新カードへ引き継がれます。

第9条 カードが無効となる場合等

各社は、次の各号に該当する場合、ICカード乗車券を無効とし、会員資格の喪失等の処置をとることがあります。

- (1) ICカード取扱規則第27条または第28条に該当した場合
- (2) 電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合
- (3) 会員のICカード乗車券の利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反するおそれがある場合

第10条 更新カード発行時の取扱い

1. 会員は、有効期限を更新した新しいカードが送付された場合で従前のカードにICカード乗車券の情報がある場合は、その有効期限内にSF残額が0円になるまでカードをご利用いただき切断の上破棄していただくか、本特約第7条によるSF残額の払いもどしを行うものとします。
2. 前項によるカード更新を行った場合、SUGOCAポイントは新しいカードへ引き継がれます。なお、SUGOCAオートチャージ設定は新カードへ引き継がれませんのでSUGOCAオートチャージサービスをご利用になる場合は会員が別途設定を行う必要があります。

第11条 退会の手続き

会員がカードを任意に退会する場合は、第7条によるSF残額の払いもどしを行った上で、会員規約等の定めによるものとします。

第12条 免責事項

1. カードを紛失または盗難にあった場合等に、カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人によるICカード乗車券の使用等（払いもどしを含みます。）があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。
2. カードのICカード乗車券の機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。

第13条 有効な特約

最新の印刷物、または最新のホームページに記載された特約ならびに告知内容は、全て従前の特約及び告知に優先するものとなります。

(2013年3月1日時点)

ICカード乗車券取扱規則（抜粋版）

（この規則の目的）

第1条 この規則は、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICカードを媒体としたストアードフェアカード及び定期乗車券（以下「ICカード乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。

2 前項の規定にかかわらず、当社が当社以外の者（以下「提携先」といいます。）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行するICカード乗車券（以下「一体型ICカード乗車券」といいます。）について、当社線に係る旅客の運送等のサービス内容又はご利用条件に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注）一体型ICカード乗車券による提携先のサービス内容等については、当該提携先の定めるところによります。

3 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。

4 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

（注）別に定めるものの主なものは、次のとおりです。

（1）旅客営業規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号。以下「旅客規則」といいます。）

（2）学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第3号）

（3）身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第5号）

（4）特定者用定期乗車券発売規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第9号）

（5）知的障害者旅客運賃割引規則（平成3年11月九州旅客鉄道株式会社公告第38号）

（6）旅客連絡運輸規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第15号。以下「連絡規則」といいます。）

（7）SUGOCA電子マネー取扱規則（平成21年2月九州旅客鉄道株式会社公告第26号）

（8）SUGOCAポイント取扱規則（平成22年1月九州旅客鉄道株式会社公告第6号）

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1)「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。

(2)「SUGOCA」とは、当社が発売するICカード乗車券をいい、第3号から第7号までに定義する用語の総称です。

(3)「SUGOCA乗車券」とは、ストアードフェアカードの機能のみをもつSUGOCAをいいます。

(4)「無記名式SUGOCA乗車券」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人のご利用に供するSUGOCA乗車券をいいます。

(5)「記名式SUGOCA乗車券」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人のご利用に供するSUGOCA乗車券をいいます。

(6)「SUGOCA定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び使用者の記名を行ったものであって、定期乗車券の機能のみ又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつ、記名人のご利用に供するSUGOCAをいいます。

(7)「小児用SUGOCA」とは、「記名式SUGOCA乗車券」又は「SUGOCA定期券」のうち、旅客規則第73条に規定する小児(以下「小児」といいます。)の記名人のご利用に供するSUGOCAをいいます。

(8)「自動改札機」とは、SUGOCAの改札を行う改札機をいいます。

(8)の2 「新幹線乗換改札機」とは、自動改札機のうち、新幹線停車駅において、新幹線と新幹線以外の線区とを乗り継ぐ旅客の乗車券等の改札を行うものをいいます。

(9)「SF」とは、ストアードフェアカードの機能によりSUGOCAに記録される金銭的価値をいいます。

(10)「チャージ」とは、当社の定める方法でSUGOCAに入金してSFを積み増しすることをいいます。

(11)「デポジット」とは、当社がICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。

(12)「乗車券類等」とは、SUGOCA用の自動券売機によりSFと引換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券並びに当社が別に認めたものをいいます。

2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。

(契約の成立時期)

第4条 SUGOCAに関する契約の成立時期は、SUGOCAを交付したときとします。

(規則等の変更)

第5条 この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあ

ります。

(旅客の同意)

第6条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(SUGOCAの発売箇所)

第7条 SUGOCAの発売箇所は、当社が別に定めるところによります。

(制限又は停止)

第8条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、SUGOCAの発売若しくは再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制限又は停止をすることがあります。

2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(ICカードの所有権)

第9条 SUGOCAに使用するICカードの所有権は当社に帰属し、当社はSUGOCAを発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。

2 旅客は、SUGOCAが無効となったとき、その使用資格を失ったとき又はSUGOCAが不要となったときは、当該ICカードを当社に返却しなければなりません。

3 SUGOCAの改良その他当社が適切と認める場合には、当社は貸与したICカードの交換及びそれに相当する措置をSUGOCAの利用者に求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。

4 前項に定める交換等を行う場合、裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードを発行したことによりSUGOCAの利用者に不利益又は損害が生じたときであっても、当社はその責めを負いません。

(デポジット)

第10条 当社はICカードを旅客に貸与する際に、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。

2 SUGOCAとして貸与したICカードを旅客が返却したときは、第11条、第27条、第28条又は第43条に定める場合を除き当社はデポジットを返却します。

3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(SUGOCAの失効)

第11条 SUGOCAの発売若しくはICカードの交換、SFの使用、SFのチャージ又

はSUGOCA定期券の発売、払いもどし若しくは更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、当該SUGOCAに係る利用者の権利は失効します。

2 前項の規定にかかわらず、遺失物法（平成18年法律第73号）の適用を受け、公告期間を経過した記名式SUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券に係る利用者の権利は失効します。

3 旅客は、前各項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

4 故意にICカードを破損させ、本規則の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該SUGOCAに係る利用者の権利は失効します。

（チャージ）

第12条 SUGOCAは、SUGOCA用の自動券売機、自動精算機又はチャージ機でチャージすることができます。

2 SUGOCAには、1回当たり別表第1に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSF残額は20,000円を超えることはできません。

3 別のICカードのSFによるチャージはできません。

（SF残額の確認）

第13条 SUGOCAのSF残額は、SUGOCA用の自動券売機、自動精算機、チャージ機又は自動改札機（入出場する場合に限りです。）により確認することができます。

（SF利用履歴の確認）

第14条 SUGOCAの利用履歴は、SUGOCA用の自動券売機又はチャージ機により次の各号に定めるとおり確認することができます。

(1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し、若しくは乗車券類等との引換えを行った場合又はチャージ等を行った場合の取扱月日、運賃収受対象区間又は取扱箇所及び取扱後のSF残額とします。

(2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。

(3) 次の場合は利用履歴の確認はできません。

ア 出場処理がされていない利用履歴

イ 第17条第1項の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

ウ 26週間を経過した利用履歴

エ 利用履歴の印字をした自動券売機又はチャージ機で、一定時間を経過せずに当該

自動券売機又はチャージ機により印字し、確認する利用履歴

(SUGOCA乗車券が無効となる場合)

第27条 SUGOCA乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、SFを含めて無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 第19条第6項の規定に違反して乗車した場合
- (2) 第19条第7項の規定に違反して乗車した場合
- (3) 第19条第8項の規定に違反して乗車した場合
- (4) 第19条第9項の規定に違反して乗車した場合
- (5) 旅行開始後のSUGOCA乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (6) 係員の承諾を得ないで利用エリア外の区間を乗車した場合
- (7) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (8) 氏名、生年月日を偽って購入した記名式SUGOCA乗車券を使用した場合
- (9) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (10) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 前項第1号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

3 偽造、変造又は不正に作成されたSUGOCA乗車券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(SUGOCA乗車券不正使用未遂の場合の取扱方)

第28条 偽造、変造又は不正に作成されたSUGOCA乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

2 前項に規定するほか、SUGOCA乗車券を不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。

3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

(無記名式SUGOCA乗車券の記名式SUGOCA乗車券への変更)

第29条 無記名式SUGOCA乗車券は、記名式SUGOCA乗車券に変更の申し出をすることができます。この場合、第22条の取扱いを準用します。なお、記名式SUGOCA乗車券から無記名式SUGOCA乗車券への変更はできません。

(SUGOCA乗車券の払いもどし)

第31条 旅客は、SUGOCA乗車券が不要となった場合は、SUGOCA乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して当該SUGOCA乗車券のSF残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。)の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客は、手数料としてSUGOCA乗車券1枚につき220円(SF残額が220円に満たな

い場合はその額)を支払うものとします。S F残額が 220 円以下の場合は、S F残額の払いもどしはありません。

2 前項の規定により記名式SUGOCA乗車券の払いもどしを請求する場合は、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名式SUGOCA乗車券の記名人本人(小児用SUGOCA乗車券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明したときに限って払いもどしを行います。

3 前各項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。

4 SUGOCA乗車券の払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。

5 SUGOCA乗車券の払いもどしの請求を受け付けた後、利用者は払いもどしの取消し及びSUGOCAの機能の復元を請求することはできません。

(SUGOCA乗車券の紛失再発行)

第32条 無記名式SUGOCA乗車券の紛失等による再発行及び使用停止措置の取扱いはしません。

2 記名式SUGOCA乗車券の記名人が当該記名式SUGOCA乗車券を紛失した場合で、別に定める申込書を記名式SUGOCA乗車券の再発行を行う駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って、当社は紛失した記名式SUGOCA乗車券の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に、当該記名式SUGOCA乗車券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードにより再発行を行います。

(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該記名式SUGOCA乗車券の記名人本人(小児用SUGOCA乗車券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。

(3) 再発行を行う前に記名式SUGOCA乗車券の処理を行う機器に対して当該記名式SUGOCA乗車券の使用停止措置が完了していること。

3 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式SUGOCA乗車券1枚につき紛失再発行手数料510円とデポジット500円を現金で収受します。

4 記名式SUGOCA乗車券の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。

5 第2項に規定する期間内に、再発行する記名式SUGOCA乗車券の引取りがない場合は、当該請求に対する交付は行いません。

6 第2項及び第3項の取扱いを行った後に、紛失した記名式SUGOCA乗車券を発見した場合は、旅客は、これを記名式SUGOCA乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した記名式SUGOCA乗車券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人(小児用SUGOCA乗車券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明し

たときに限って、返却の取扱いを行います。

(注) 発見した記名式 SUGOCA 乗車券を利用者が再び利用することはできません。

(SUGOCA 乗車券の障害再発行)

第 34 条 ICカードの破損等によって SUGOCA 乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合で、旅客が当該 SUGOCA 乗車券とともに別に定める申込書を SUGOCA 乗車券の障害再発行を行う駅に提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は当該 SUGOCA 乗車券の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に、当該 SUGOCA 乗車券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号の ICカードにより、当該 SUGOCA 乗車券の SF 残額と同額の SF 残額をもつ SUGOCA 乗車券の再発行の取扱いを行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(SUGOCA 乗車券の再発行に係る当社の免責事項)

第 34 条の 2 第 32 条に定める再発行の取扱いを行う場合、紛失した記名式 SUGOCA 乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に当該記名式 SUGOCA 乗車券の払いもどしや SF の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。

2 第 32 条及び前条に定める再発行の取扱いを行う場合、裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号の ICカードを発行したことにより SUGOCA の利用者に不利益又は損害が生じたときであっても、当社はその責めを負いません。

附則

この公告は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

別表第 1 (第 12 条) チャージ金額

1,000 円 2,000 円 3,000 円 4,000 円 5,000 円 10,000 円

※一部のチャージ機では、10,000 円のチャージができません。

(2014 年 4 月 1 日時点)

SUGOCA 電子マネー取扱規則

第1条 この規則の目的

この規則は、九州旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が、SUGOCA 電子マネーの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条 適用範囲

加盟店での商品購入等の取扱いについては、この規則の定めるところによります。

2 ICカード等による旅客の運用等については、「九州旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則（平成21年2月九州旅客鉄道株式会社公告第11号）」（以下、「ICカード乗車券取扱規則」といいます。）その他 ICカード等の発行事業者が別に定めるものによります。

第3条 用語の定義

この規則における主な用語の定義は、次の各号の定めがない場合、ICカード乗車券取扱規則に定めるとおりとします。

(1) 「SUGOCA 電子マネー」とは、発行者が発行した ICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、当社の定める方法で ICカード等に記録した金銭的価値をいいます。

(2) 「ICカード等」とは、利用者が SUGOCA 電子マネーを記録・利用するための、ICチップを内蔵する別表のサービスマークの付されたカード等の情報記録媒体をいいます。

(3) 「発行者」とは、当社又は当社が SUGOCA 電子マネーの発行者として指定する会社若しくは組織をいいます。

(4) 「利用者」とは、本規則に同意し、SUGOCA 電子マネーを利用される方をいいます。

(5) 「チャージ」とは、当社の定める方法で ICカード等に SUGOCA 電子マネーを積み増しすることをいいます。

(6) 「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、SUGOCA 電子マネーの読取り、引去り及び当社が特に認めた場合は書込みをすることができる機器（リーダ・ライタ）をいいます。

(7) 「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額の SUGOCA 電子マネーを引き去り、発行者の電子計算機、ICカード等又は加盟店の端末に同額の SUGOCA 電子マネーが積み増しされることをいいます。

(8) 「加盟店」とは、当社が SUGOCA 電子マネーに係る加盟店として指定した店舗等であつて、SUGOCA 電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供するものをいいます。当社が、SUGOCA 電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供する場合においては、当社も加盟店にあたるものとみなします。

(9) 「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務（以下、「商品等」といいます。）を購入し又は提供を受けた際に、金銭等に換えて SUGOCA 電子マネーを加盟店の端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。

(10) 「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に設置及び利用が許され、かつ加盟店が当社

のために管理する端末をいいます。

(11)「SF」とは、ストアードフェアカードの機能により、ICカード等に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類等との引換えに充当するものをいいます。

第4条 加盟店での SUGOCA 電子マネーのご利用

利用者は、別表の SUGOCA 電子マネーのサービスマークを掲示した加盟店で、SUGOCA 電子マネーを利用して商品等を購入することができるものとします。

2 前項の定めにかかわらず、利用者は、1回の電子マネー取引につき2枚以上のICカード等を同時に使用することはできません。

3 第1項の場合、利用者のICカード等から当該加盟店の端末に、商品等の代金額に相当するSUGOCA電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。

4 商品等の代金額及びSUGOCA電子マネーの残高は、SUGOCA電子マネーの移転が完了した時点で、加盟店の端末等に表示され、利用者は、当該代金表示金額及びSUGOCA電子マネー残高表示金額に誤りのない事を確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。

5 当社及び発行者は、利用者が加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。ただし、当社が第3条(8)でいう「加盟店」にあたる場合はこの限りではありません。

6 記名式SUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券については、記名人本人以外は利用できません。ただし、電子マネー取引に関しては、カード保有者を記名人とみなして、本人確認を行うことなく、利用を認めます。よって、当社及び加盟店は記名人本人以外の使用によって生じた記名人本人の損害についてその責を負いません。

第5条 前条のご利用後に生じた事由

前条のSUGOCA電子マネーの移転がなされた後、利用者と加盟店との間で、SUGOCA電子マネー移転の原因となった行為が無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該SUGOCA電子マネーの返還はできません。

第6条 SUGOCA 電子マネーが利用できない場合

利用者には、以下の各号に定める場合においては、第4条に基づくご利用ができないことをあらかじめご承認いただきます。

(1) 利用者のICカード等に記録保存されていたSUGOCA電子マネーが、変造又は不正に作成されたものであるとき。

(2) SUGOCA電子マネーに係るシステムの通信時、又は同システムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。

(3) SUGOCA電子マネーに係るシステムの障害時、ICカード等もしくは端末の破損又は電磁

波影響その他の事由による SUGOCA 電子マネーの破壊もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。

(4) IC カード等が不正乗車的手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、IC カード乗車券取扱規則その他 IC カードの発行事業者が別に定めるものに従って、無効となり回収された場合。

(5) 電子マネー取引に際し、SUGOCA 電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返す場合。

(6) その他やむを得ない事由のある場合。

第 7 条 取扱対象外商品等

有価証券及び金券等のほか、当社が別途定める商品等については、電子マネー取引はできません。

第 8 条 制限責任

SUGOCA 電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、当社又は発行者はその責任を負わないものとします。

第 9 条 規則の変更

当社は、本規則を変更することができるものとします。

2 本規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者が SUGOCA 電子マネーを購入又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第 10 条 規定の準用

IC カード乗車券取扱規則の第 9 条（IC カードの所有権）、第 10 条（デポジット）、第 11 条（SUGOCA の失効）、第 12 条（チャージ）、第 14 条（SF 利用履歴の確認）、第 32 条、第 34 条、第 46 条、第 48 条（再発行）、第 31 条、第 44 条（払いもどし）、その他 IC カード乗車券の権利内容に係る基本的事項を定めた規定のうち旅客運送に関するもの以外の規定は、SUGOCA 電子マネーについて、準用するものとし、この場合、「SF」を「SUGOCA 電子マネー」、「SUGOCA」を「IC カード等」と読み替えることとします。但し、第 14 条の準用にかかわらず、印字及び表示される利用履歴の内容は、取扱月日及び取扱金額のみであって、取扱箇所（取扱加盟店）の印字及び表示は行いません。

附則

この公告は、平成 21 年 3 月 1 日から施行します。

別表（第 3 条、第 4 条）

IC カード等及び加盟店に対する表示



(2013 年 3 月 1 日時点)

SUGOCA ポイント取扱規則

第1条 この規則の目的

この規則は、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が IC カード乗車券取扱規則（平成 21 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 11 号）に基づいて発売する IC カード乗車券に対して、当社が提供する IC カードポイントサービス（以下「SUGOCA ポイントサービス」といいます。）の内容及び適用条件等に関する基本的事項を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とします。

第2条 適用範囲

当社が提供する SUGOCA ポイントサービスの内容等については、この規則の定めるところによります。

2 この規則が改定された場合、以後の SUGOCA ポイントサービスについては改定された規則の定めるところによります。

3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

（注）別に定めるものの主なものは、次のとおりです。

(1) 旅客営業規則（昭和 62 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 2 号）

(2) IC カード乗車券取扱規則（平成 21 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 11 号。以下「IC 規則」といいます。）

(3) SUGOCA 電子マネー取扱規則（平成 21 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 26 号。以下「電子マネー規則」といいます。）

第3条 用語の定義

この規則における主な用語の意義は、IC 規則第 3 条及び電子マネー規則第 3 条に定める他、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「SUGOCA ポイント」とは、この規則の規定により付与されるポイントをいいます。

(2) 「ポイントチャージ」とは、SUGOCA 用の自動券売機で、当社の提供する SUGOCA ポイントを使用して SF をチャージすることをいいます。

(3) 「ボーナスポイント」とは、通常付与される SUGOCA ポイント以外に特別の条件下で付与される SUGOCA ポイントをいいます。

(4) 「ポイントセンター」とは、SUGOCA の SF の利用実績に基づき、当該 SUGOCA への SUGOCA ポイントの付与及び管理を行うシステムセンターをいいます。

(5) 「ポイント口座」とは、当該 SUGOCA に付与されている SUGOCA ポイントを蓄積しておく口座をいいます。

第4条 ポイント付与

当社は、次の各号に定める SUGOCA の SF 利用について、SUGOCA ポイントを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。

(1) SUGOCA で当社線を利用するとき、自動改札機（福岡市交通局高速鉄道線設置の自動改札機を含む。）による入出場を行った際の運賃に、IC 規則第 18 条に定める SUGOCA の利用

エリア内の当社線が含まれる場合。

(2) 当社が指定する SUGOCA ポイント付与の対象となる加盟店で、SUGOCA の SF を SUGOCA 電子マネーとして使用した場合。

(3) 当社が実施する施策等により定めた条件のもとで、SUGOCA の SF による当社線の利用又は加盟店での電子マネー利用を行った場合。

2 前項第 1 号及び第 3 号に基づいて SUGOCA ポイントを付与する当社線利用の運賃は、IC 規則第 17 条第 1 項に定める自動改札機で改札を受けて入場及び出場し減額された場合が付与対象となります。

3 SUGOCA 定期券の有効期間内に券面表示区間内を利用する場合は、SUGOCA ポイントの付与対象となりません。

4 IC 規則第 17 条第 2 項第 1 号に定めにより SUGOCA の SF と乗車券類等とを引き換えた場合及び同条同項第 2 号に定める自動精算機での他の乗車券類の精算に SUGOCA の SF を使用した場合にはポイントの付与対象となりません。

5 自動改札機による出場以外の方法により運賃を減額する場合、SUGOCA ポイントの付与対象とならない場合があります。

6 第 1 項に定めるもののほか、当社線及び加盟店の利用促進を図るため、当社が別に定めるところによりボーナスポイントを付与することがあります。

7 SUGOCA ポイントは、付与対象となる SF 利用があった日の翌々日以降に、ポイントセンターで当該ポイント口座への付与処理を行います。ただし、第 1 項第 3 号に基づいて付与する SUGOCA ポイントは付与対象となる SF 利用があった日の 4 日後以降に付与処理を行います。

8 当社は、SUGOCA ポイントの付与基準を予告なく改定することがあります。

第 5 条 ポイントの効力

SUGOCA ポイントは、ポイントセンターで付与処理が完了した時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。

2 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの間に付与された SUGOCA ポイントは翌々年の 3 月末日まで有効です。有効期限を経過した SUGOCA ポイントは自動的に失効します。

3 SUGOCA ポイントは、次の各号の 1 に該当する場合は、当該 SUGOCA に付与処理が実施される前の SUGOCA ポイントを含め、付与されている全ての SUGOCA ポイントは無効となります。

(1) IC 規則第 31 条及び同第 44 条に定める払いもどしを行う場合

(2) IC 規則第 27 条、同第 28 条及び同第 43 条の規定により SUGOCA が無効となる場合

4 偽造、変造又は不正に作成された SUGOCA ポイントを使用しようとした場合には、IC 規則第 28 条及び同第 43 条の定めを準用して、当該 SUGOCA は SF 及び定期券部分を含めて無効として回収します。

5 当社は失効、無効となった SUGOCA ポイントについて一切の責任を負いません。

第6条 ポイントの交換、利用

SUGOCA ポイントは、当社の定める SUGOCA 用の自動券売機で当該 SUGOCA の SF にポイントチャージをすることができます。

2 SUGOCA 用の自動券売機でのポイントチャージの取扱箇所は、当社が別に定めるところによります。

3 SUGOCA ポイントを SF にポイントチャージする場合は、1 ポイントを 1 円として換算し別表に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1 枚あたりの SF 残額は 20,000 円を超えることはできません。

4 ポイントチャージを行う場合には、SUGOCA ポイントはポイント付与日の古い順に消費されます。

5 一度 SUGOCA の SF にポイントチャージした SUGOCA ポイントは、再び SUGOCA ポイントに戻すことはできません。

6 SUGOCA ポイントは、現金と交換することはできません。

7 SUGOCA ポイントは、複数の SUGOCA の SUGOCA ポイントを合算すること及び SUGOCA ポイントを他のポイント又はそれに準ずるものと合算することはできません。

8 SUGOCA ポイントを第三者へ譲渡・販売することはできません。

第7条 ポイントの引継ぎ

IC 規則第 32 条及び同第 46 条に基づき紛失再発行の取扱いを行うとき並びに IC 規則第 34 条及び同第 48 条の規定に基づき障害再発行の取扱いを行うときは、再発行前の SUGOCA に付与されている SUGOCA ポイントの残高は再発行を受けた日の翌々日以降に、再発行した SUGOCA に引き継がれます。

第8条 ポイント残高及び当該年度に失効するポイント残高の確認

SUGOCA ポイントの残高及び当該年度に失効するポイント残高は、当社の定める SUGOCA 用の自動券売機及び当社が別に定める方法により確認をすることができます。

2 SUGOCA 用の自動券売機での SUGOCA ポイントの残高及び当該年度に失効するポイント残高確認の取扱箇所は、当社が別に定めるところによります。

第9条 ポイント履歴の確認

SUGOCA ポイント履歴は、当社の定める SUGOCA 用の自動券売機及び当社が別に定める方法により次の各号に定めるとおり確認をすることができます。

(1) 履歴の内容は SUGOCA ポイントの付与、交換、失効の取扱月日、取扱ポイント数とします。

(2) 履歴は、最近の履歴から 20 件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。

(3) 次の場合は履歴の確認はできません。

ア 26 週間を経過した履歴

イ 履歴の印字をした自動券売機で、一定時間を経過せずに当該自動券売機により印字し、

確認する履歴

2 SUGOCA 用の自動券売機での SUGOCA ポイントの履歴確認の取扱箇所は、当社が別に定めるところによります。

第 10 条 ポイント交換した SF の取扱い

一度 SF に交換した SUGOCA ポイントは、再び SUGOCA ポイントに戻すことはできません。

2 当社は、交換した SF の紛失、盗難等を理由とする SF の再提供及び保証の義務を負いません。

3 交換後の SF の取扱いについては、IC 規則及び電子マネー規則の定めによるものとします。

第 11 条 返品・払いもどし時の処理

当社の指定する SUGOCA ポイント付与の対象となる加盟店において、商品の購入時・サービス等の申込時に SUGOCA ポイント付与の対象となった商品・サービス等の返品、払いもどし、取消し等を請求する場合は、当該 SUGOCA ポイントが付与された SUGOCA 及び当該商品等に係わるレシート一式を提示しなければなりません。この際、付与された SUGOCA ポイントに相当するポイントの差し引き又は対価の返還を当社より請求する場合があります。

第 12 条 免責

SUGOCA の盗難、紛失等により第三者が SUGOCA ポイントを不正に使用した場合であっても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。

2 SUGOCA の盗難、紛失等の際、IC 規則第 32 条及び同第 46 条に定める紛失再発行の取扱いを行わなかった場合並びに再発行登録を行い当社の使用停止措置が完了するまでの間に当該 SUGOCA の払いもどしやポイントチャージなどにより損害が生じた場合、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。

3 自動改札機などの機器の障害や輸送障害又は運営上の都合により、やむを得ず SUGOCA が利用できないことによって、当該利用に対する SUGOCA ポイントの付与ができない場合であっても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。

4 その他、当社及び加盟店の責任に帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。

第 13 条 本規則の追加、変更

当社は、既に取得された SUGOCA ポイントの価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、この規則を変更することができます。

2 当社は、本規則の内容を変更する場合は、当社指定の方法により利用者に変更事項を告知するものとします。なお、利用者は本規則の変更があった場合に、改定後の規則に従うことを予め承諾するものとします。

第 14 条 制限、停止

当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常、当社のシステム異常等の不可抗力の発生により、本規則に定めるサービス内容の提供を予告なく一時的に制限、

停止することがあります。

2 当社が前項に基づき本サービスの制限、停止を行った場合に、利用者に何らかの損害又は不利益が生じても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。

第15条 有効な規則

最新の SUGOCA ご利用ガイド、最新の印刷物又は最新のホームページに記載された規則及び告知内容は、すべて従前の規則及び告知内容に優先します。

附則（平成22年1月25日九州旅客鉄道株式会社公告第6号）

この公告は、平成22年2月1日から施行します。

別表（第6条）ポイントチャージ額

100円、200円、300円、400円、500円、1,000円、2,000円、3,000円、4,000円、5,000円、10,000円

（2013年3月1日時点）

SUGOCA オートチャージサービス取扱規則

第1条 本規則の目的

この規則は、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が定めたICカード乗車券取扱規則（平成21年2月公告第11号）に基づいて定める規則であり、当社とオートチャージサービスの提供に関する契約（以下「オートチャージサービス利用契約」といいます。）を行った、ICカード乗車券取扱規則に定める記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券の使用者が、当社の自動改札機による改札を受けて入場する際に、SUGOCA内のSF残額が一定金額以下であるときに、オートチャージ設定情報が記録されたSUGOCAに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」といいます。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」といいます。）の内容及び使用条件を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とします。

第2条 適用範囲

SUGOCAにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービスにかかわる取扱いは、この規則の定めるところによります。この規則に定めのないSUGOCAの取扱いについては、ICカード乗車券取扱規則及びSUGOCA電子マネー取扱規則（平成21年2月九州旅客鉄道株式会社広告第26号）及びこれらに付帯する一切の基準等の定めるところによります。

第3条 用語の定義

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)「オートチャージサービス利用者」とは、当社とオートチャージサービス利用契約を結んだ、記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券の使用者をいいます。
- (2)「決済カード」とは、当社とクレジットカード会社が提携して発行するJQ CARDのうち、オートチャージサービスにかかわる利用代金が生じるときに当社への決済手段として使用するために登録したカードをいいます。なお、決済カードの取扱いについては、決済カードの規約に定めるところによります。
- (3)「決済」とは、オートチャージサービス利用者が決済カードにより利用代金を支払うことをいいます。
- (4)「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券に記録された情報をいいます。
- (5)「オートチャージSUGOCA」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券をいいます。
- (6)「新規設定SUGOCA」とは、記名式SUGOCA乗車券発売時にオートチャージ設定情報を記録したオートチャージSUGOCAをいいます。
- (7)「オートチャージ利用開始設定」とは、発売済の記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券にオートチャージ設定情報を記録することにより、当該SUGOCAをオートチャージSUGOCAにすることをいいます。

(8)「オートチャージ判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいいます。

(9)「オートチャージ入金金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいいます。
2 前各号に定めのない用語については、ICカード乗車券取扱規則及びSUGOCA電子マネー取扱規則の定めるところによります。

第4条 利用契約の成立

オートチャージサービス利用契約は、利用希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて登録希望の申込みを行い、当社において、新規設定SUGOCAの発売のための手続きを完了したとき、又は当社においてオートチャージ利用開始設定の手続きを完了したときに、当社と利用希望者の間において成立します。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用希望者の利用申込みを承認しません。この場合、利用希望者が申込みのために提出した書類は、当社が特に認めた場合を除き、返却しません。なお、本条に基づく利用希望者の不利益に対し、当社はその責めを負いません。

(1) 申込み方法の誤りや、提出した書類への記入不足、記入不鮮明、提出書類不足、その他申込みに不備があった場合

(2) 利用希望者、記名式SUGOCA乗車券又はSUGOCA定期券の使用者、登録希望のあったクレジットカードの名義人が同一人でない場合

(3) 登録希望のSUGOCAが無記名式SUGOCA乗車券である場合

(4) 登録希望のSUGOCAが小児用SUGOCA乗車券である場合

(5) 登録希望のSUGOCAがSF利用不可のSUGOCAである場合

(6) 登録希望のSUGOCAがオートチャージSUGOCAである場合

(7) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合

(8) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの決済カードとして登録がされたクレジットカードである場合

(9) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、利用希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合

(10) その他当社が、利用希望者がオートチャージサービスを利用することを、不相当と判断した場合

第5条 新規設定SUGOCAの契約の成立

新規設定SUGOCAを発売する際の、記名式SUGOCA乗車券の使用にかかわる契約は、ICカード乗車券取扱規則にかかわらず、オートチャージサービスの登録が完了したときに、当社と記名式SUGOCA乗車券の使用者の間において成立します。

第6条 デポジットの收受方法

新規設定SUGOCAを発売する際のデポジットは、決済カードから收受します。

第7条 オートチャージ利用開始設定

当社所定の手続きによりオートチャージ利用開始設定の申込みを行い、当社からオートチャージ利用開始設定の手続きの通知を受けた利用希望者は、当社所定の手続きにより、記名式 SUGOCA 乗車券又は SUGOCA 定期券へオートチャージ利用開始設定を行わなければなりません。

第8条 個人情報の取扱い

利用希望者がオートチャージサービス利用契約を申し込むときもしくはカード会社が当社と提携し発行する決済カードを申し込むときに申込書に記載した、氏名、生年月日、性別、記名式 SUGOCA 乗車券又は SUGOCA 定期券に登録する電話番号、オートチャージ SUGOCA 又はオートチャージ SUGOCA にかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限等（以下「オートチャージサービス利用者個人情報」という。）の取扱いは、次の各号のとおりとします。

(1) 取得したオートチャージサービス利用者個人情報は、当社の定める個人情報の保護に関する基本方針に基づき、当社が管理します。

(2) 当社は、取得したオートチャージサービス利用者個人情報を、次の目的で利用します。

ア オートチャージサービス利用者及び利用希望者の本人確認。

イ オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済。

ウ 当社からオートチャージサービス利用者へのオートチャージ SUGOCA 及びオートチャージ SUGOCA にかかわる通知・案内の送付。

エ 当社からオートチャージサービス利用者及び利用希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認。

第9条 利用契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合、オートチャージサービス利用契約は解除されます。

(1) オートチャージサービス利用者の不在等により、新規設定 SUGOCA を交付できなかった場合

(2) オートチャージサービス利用者が、当社の定める手続きに従い、オートチャージサービスの停止を行った場合。

(3) オートチャージサービス利用者のオートチャージ SUGOCA について、IC カード乗車券取扱規則第 31 条又は第 44 条に定める払い戻しが行われた場合。

(4) オートチャージサービス利用者のオートチャージ SUGOCA について、IC カード乗車券取扱規則第 27 条、第 28 条又は第 43 条の規定により失効した若しくは無効であったことが判明した場合。

(5) オートチャージサービス利用者のオートチャージ SUGOCA について、IC カード乗車券取扱規則第 11 条の規定により失効したことが判明した場合。

(6) オートチャージサービス利用者の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合。

(7) 利用契約成立後に、オートチャージサービス利用者の申込み内容が、利用申込みを承認しない事項に該当することが判明した場合

(8) カード会社が、オートチャージサービス利用者のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合

(9) その他この規則に定める利用契約解除事由に該当した場合

2 利用契約の解除によるオートチャージサービス利用者の損害に対し、当社はその責めを負いません。また、当社が前項の規定によらず、特に認めて利用契約を解除した場合、解除までの間のオートチャージサービス利用者の一切の不利益に対し、当社はその責めを負いません。

3 オートチャージサービス利用者は、利用契約解除後であっても、解除前に発生したオートチャージサービスにかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承するものとします。

第10条 交付できなかった新規設定 SUGOCA の失効

オートチャージサービス利用者に交付できなかった新規設定 SUGOCA は、IC カード乗車券取扱規則の規定に関わらず、オートチャージ設定情報の記録日の翌日を起算日として、2ヶ月を経過した場合は失効します。

2 前項により失効した場合、記名式 SUGOCA 乗車券の使用者はデポジットの返却を請求することはできません。

第11条 オートチャージ

オートチャージ SUGOCA は、次の各号の条件をすべて満たすときには、当社の自動改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際に、オートチャージすることができます。

(1) オートチャージ SUGOCA の SF 残額がオートチャージサービス利用者の設定したオートチャージ判定金額以下であるとき。ただし、オートチャージ判定金額は 1,000 円から 10,000 円までの千円単位の金額とし、オートチャージサービス利用者が特段の設定をしないときは 2,000 円とします。

(2) 当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が 10,000 円以下、かつ当月 1 日からのオートチャージ累計額が 50,000 円以下であるとき。

2 オートチャージする金額はオートチャージサービス利用者の設定したオートチャージ入金金額とし、この金額はオートチャージサービスにかかわる利用代金として決済カードから収受します。ただし、オートチャージ入金金額は 1 回あたり 1,000 円から 10,000 円までの千円単位の金額とし、オートチャージサービス利用者が特段の設定をしないときは 1 回あたり 3,000 円とします。

3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が利用者の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合には、オートチャージできないことがあります。なお、本項に基づくオートチャージサービス利用者の不利益に対し、当社はその責めを負いません。

4 実行したオートチャージを取り消すことはできません。

第12条 オートチャージ SUGOCA が無効となる場合

オートチャージ SUGOCA は、次の各号のいずれかに該当する場合は、IC カード乗車券取扱規則第 27 条、第 28 条又は第 43 条を準用し、無効として回収します。この場合、デポジット及び SUGOCA に記録されている一切の SF 及び定期券部分ならびに SUGOCA ポイントは返却しません。

(1) 決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って利用申込みしたことが判明した場合

(2) その他不正な手段で利用申込みをしたことが判明した場合

第13条 オートチャージ SUGOCA の使用方法及び制限事項

新規設定 SUGOCA には、署名欄に当該 SUGOCA に記録された利用者の氏名を記載しなければなりません。

2 オートチャージ利用開始設定を行う記名式 SUGOCA 乗車券は、第 7 条に定めるオートチャージ利用開始設定の手続き完了後に、オートチャージ SUGOCA として取り扱います。

3 オートチャージサービス利用者は、オートチャージ SUGOCA のオートチャージ判定金額及びオートチャージ入金金額を、当社の定める手続により、変更することができます。

4 利用契約解除後のオートチャージ SUGOCA は、記名式 SUGOCA 乗車券として取り扱いません。

第14条 新規設定 SUGOCA の氏名の表示

新規設定 SUGOCA の署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名式 SUGOCA は使用することができません。

2 前項の場合、当該記名式 SUGOCA の使用者は、IC カード乗車券取扱規則第 7 条に定める SUGOCA の取扱箇所に氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければなりません。

第15条 オートチャージサービスの免責事項

オートチャージ SUGOCA の盗難、紛失により第三者がオートチャージ SUGOCA を不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

2 オートチャージ SUGOCA の盗難、紛失の際、IC カード乗車券取扱規則第 32 条及び第 46 条に定める紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、及び再発行登録を行い、当社の使用停止措置が完了するまでの間に生じたオートチャージや払いもどし、SF の使用等で生じたオートチャージサービス利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

3 その他当社の責任に帰すことのできない事由から発生したオートチャージサービス利用者の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第16条 本規則の追加、変更

当社は、この規則を予告なく変更することがあります。

2 当社は、この規則の内容を変更する場合は、当社指定の方法により、オートチャージサービス利用者に変更事項を通知又は告知するものとします。なお、オートチャージサービス利用者は、この規則の変更があった場合、改定後の規則に従うことを予め承諾するも

のとします。

第17条 オートチャージサービスの制限又は停止

当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常、当社のシステム異常等の不可抗力の発生により、この規則に定めるオートチャージサービスの内容の提供を一時的に制限もしくは停止をすることがあります。

2 当社が前項に基づきオートチャージサービスの制限もしくは停止を行った場合に、オートチャージサービス利用者に何らかの損害又は不利益が生じても、当社は一切その責任を負いません。

第18条 有効な規則

最新の印刷物、又は最新のホームページに記載された規則ならびに告知内容は、すべて従前の規則及び告知に優先するものとなります。

(2013年3月1日時点)